

第9回西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会

日時：平成15年7月25日（金）午後1時30分

場所：西条市役所 5階大会議室

1 開会

2 会長あいさつ

3 議 事

（1）報告事項

報告第39号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について

（2）議決事項

議案第11号 平成14年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算の認定について

（3）継続協議事項

協議第25号 行政連絡機構等の取扱いについて

協議第26号 各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて

協議第27号 各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて

（4）新規協議事項

協議第28号 一般職の身分の取扱いについて

協議第29号 各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その1）について

協議第30号 各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて

協議第31号 西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について

4 その他

(1) 第10回会議の開催日時について

(2) 住民説明会の開催について

5 閉会

○出席委員

伊藤 宏太郎	青野 勝	渡部 高尚	塩出 皓治
石川 昭司	近藤 経美	北野 英昭	戸田 健一
伊藤 孝司	越智 宏司	岡田 初	真鍋 行義
井上 豊實	荃田 元近	徳永 英光	塩崎 武司
久門 渡	瀬川 政子	渡邊 良一	山内 サダ子
森川 義彦	渡部 仁志	服部 和子	青野 久美
玉井 泰三	有馬 馨	山ノ内盈裕	

○欠席委員

佐伯 出	越智 哲雄
------	-------

○出席顧問

明比 昭治

○欠席顧問

玉井 実雄	藤田 光男	渡部 浩
-------	-------	------

○監査委員

越智 實一

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	それでは、ただ今から西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会の第9回会議を開会いたします。 開会に当たりまして、合併協議会の会長からごあいさつを申し上げます。
伊藤議長	皆さん、こんにちは。 開会に当たりましてのごあいさつを一言申し上げます。 本日は、委員の皆様、そして、顧問の明比県会議員さんには、大変お忙しい中をご出席賜りましてありがとうございます。 この合併協議会も昨年7月に設置いたしました任意協議会を含めますと、早いもので既に1年の経過を見ております。この間、委員の皆様には精力的にご協議いただくとともに、円滑な会議の運営にもご協力をいただきましたこと、改めて御礼を申し上げたいと存じます。 さて、合併協議につきましては、税などの負担の案件や福祉などの住民サービスの案件など、住民生活に直結する案件を現在調整をしております。整い次第、順次協議会にご提案をいたしたいと考えております。このことから、後ほどご説明いたしますが、これら案件をご協議いただくために、本日、追加提案といたしまして、8月協議会会議の開催を予定させていただいておりますので、よろしくお願いをいたします。 また、これも後ほどであります。ご説明いたしますが、合併協議の状況や新市建設計画の内容などについて報告をするため、各市区主催の住民説明会を8月中旬から9月中旬にかけて実施することといたしております。この住民説明会を通じまして、合併に

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	関する住民の方の生の声をお聞きし、これからの合併協議に反映していきたいと、このように考えております。委員の皆様にもご趣旨をご理解いただきまして、ご協力をお願いする次第でございます。 本日は、追加の案件を含めまして、報告案１件、議決案件１件、協議案件７件の計９件の議題を予定しております。皆様方にとりましては、忌憚のないご意見をお願いいたしますとともに、これからだんだん暑くなってまいりますが、何とぞお体にご自愛いただきまして、引き続き合併協議の円滑な運営にご協力いただきますことをお願いいたしまして、ごあいさつとさせていただきます。 本日は、よろしくをお願いいたします。
真鍋局長	ありがとうございました。 それでは、ただいまから議事に入りたいと思いますが、会議の議長は、合併協議会規約第１０条第２項の規定によりまして会長が務めることとなっておりますので、議長を会長をお願いいたします。 なお、ご発言の際に、挙手をいただければ、事務局職員がマイクをお持ちいたしますので、それをご使用いただきますようお願いいたします。 本日の委員参加数は、ただいま委員２９名中、２７名でございますので、本日の会議は成立しておりますことをまずご報告申し上げます。 また、報道関係者から撮影の申請がありましたので、許可しておりますことをあわせてご報告申し上げます。 それでは、会長、議長をよろしくお願い申し上げます。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	それでは、規約に基づきまして、議長を務めさせていただきます。 よろしくお願いいたします。 早速、会議次第の３、議事に入らせていただきます。 報告第３９号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会新市名候補選定小委員会報告について」を議題といたします。 小委員会の委員長より報告を求めます。
井上委員長	議長。
伊藤議長	井上委員長。
井上委員長	それでは、第７回新市名候補選定小委員会における審議の概要と結果のご報告を申し上げます。 第９回会議資料の３ページをお願いいたします。 第７回小委員会は、７月１６日（水）午後１時３０分から西条市役所で開催されました。 まず、審議事項①「新市の名称候補第２次選定について」を議題といたしました。 本日の会議資料として送付させていただいております新市名候補選定小委員会第７回付属資料の１ページをご覧ください。 初めに事務局から、第１次選定結果として、ご覧になっておられる第１次選定結果の一覧表の説明がございました。 なお、第１次選定結果につきましては、資料のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。 第９回合併協議会資料の３ページにお戻りください。

発言者	議題・発言内容
井上委員長	事務局から第１次選定結果の説明の後、審議に入りました。委員から、「第１次選定結果の名称候補で、応募数の多い名称順に１０作品を選定するのが公平であると考える。」が大多数でありましたが、他の委員から、「第１次選定結果は、委員の皆さんのご意向が十分反映されていると思う。委員の選定数の多い順に１０作品を選定するということではどうか。」との意見もありましたが、「選定委員数が１人の名称候補でも、応募数が多数の候補名もある。応募数の多い名称順に選定すればよいと考える。」の意見も出され、審議をつくした結果、第１次選定で選定された名称候補で応募数の多い名称候補順に１０作品を選定することで、全員異議なく一致をいたしました。 会議資料の４ページをご覧ください。 以上、審議の結果、第２次選定結果として、資料にございます１０候補を選定をいたしました次第でございます。 資料の５ページをご覧ください。 最後に、次回第８回当小委員会の開催日程であります、事務局より、次回小委員会は、新市名候補の最終選定を行う重要な会議であり、小松町議会議員選挙の関係で、当初９月末ごろから１０月上旬を予定をしていたが、約２ヶ月間の空白があり、その間審議をしないことになるため、８月下旬に小委員会を開催したい旨の提案があり、協議の結果、次回小委員会は８月２３日（土）午後１時３０分から丹原町で開催することで委員の了承がなされました。 以上で、第７回新市名候補選定小委員会の報告を終わります。
伊藤議長	ただいま井上委員長からありました報告第３９号につきまして、

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ご質問、ご意見等ございましたら、ご発言いただきたいと思います。 いかがでございますか。ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特になければ、ご了承をお願いいたしたいと思います。 次に議案第 11 号「平成 14 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算の認定について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	はい。
倉田次長	それでは、会議資料の 6 ページをお願いいたします。 議案第 11 号「平成 14 年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算の認定について」ご説明をいたします。 平成 14 年 10 月 1 日に設置いたしました法定協議会の決算につきまして、調整をいたしまして、監査委員の監査に付しましたので、協議会財務規定第 8 条第 1 項の規定に基づき、提案するものでございます。 会議資料の 9 ページをお願いいたします。 まず歳入でございますが、1 款負担金としまして、予算どおり 2,

発言者	議題・発言内容
倉田次長	170万円を収入しております。これは、2市2町からの負担金でありまして、協議して決めております負担割合により収入をいたしております。 次に、2款県支出金としまして、400万円を収入いたしております。これは、県の市町村合併支援プランに基づく財政支援でありまして、合併協議会の運営を円滑に進めるため、法定協議会の運営経費のうち、国の「合併準備補助金」対象以外の経費に対して補助されるものであります。合併協議会を構成する市町村1団体に対し、100万円を限度に交付され、補助率は、対象経費の2分の1で、補助期間は2年となっております。 次に、4款諸収入としまして、700万158円を収入いたしております。このうち700万円は、昨年11月22日の第2回合併協議会で補正をお願いいたしましたものでありますが、国の市町村合併支援プランに基づき、国土交通省から、新市建設計画策定にあわせて「市町村合併による広域的なまちづくり推進調査」を委託され、その経費を交付されたものであります。 以上から、歳入合計は、3,270万158円となっております。 次に、10ページをお願いいたします。 歳出でございますが、1款運営費のうち、1項会議費につきましては、130万6,914円の支出で、内訳としましては、協議会委員報酬、協議会、小委員会時の会議録筆耕翻訳料など、協議会開催に要した経費でございます。 次に、2項事務費でございますが、11ページにまたがっておりますが、727万7,250円の支出で、内訳としましては、事務局の消耗品、協議会だよりの印刷製本費、郵送料、電話代などの通信

発言者	議題・発言内容
倉田次長	運搬費、コピー、パソコン等のリース料、事務用備品の購入、臨時職員賃金相当負担金など、事務局運営のために要した経費でございます。 次に、11ページになりますが、2款事業費のうち、1項調査研究費でございますが、1,725万1,710円の支出で、内訳としましては、協議会委員先進地視察旅費、新市将来構想住民意向調査郵送料、新市将来構想策定及び住民意向調査業務委託料、例規立案作成業務委託料、事務事業一元化業務委託料、電算システム及びネットワーク調査委託料、先進地施策及びタウンウォッチング時の車借上料など、協議会の事業に要する経費でございます。 12ページをお願いします。 3款予備費で127万8,000円の支出で、これは、本年2月開催の第5回合併協議会におきまして、予備費の充用につき報告し、了承を得ているものでございますが、本年1月1日付で、事務量の増加に伴い、急遽職員を2名増員しましたことに伴い、事務室増設に伴う費用、パソコン増設の費用、事務効率を上げるための印刷機購入などの費用に急遽充てるため、予備費から充用して支出したものでございます。 以上により、歳出合計2,583万5,874円となっております。 13ページをお願いいたします。 実質収支に関する調書ですが、歳入歳出決算ですが、歳入決算額3,270万158円。歳出決算額2,583万5,874円。差し引き686万4,284円となっております。この不用額の主なものとしては、歳出の際にご説明申し上げましたけれども、当初予定しておりませんでした国からの新市建設計画策定に係る経費について

発言者	議題・発言内容
倉田次長	て、700万の交付があったことが要因となっております。この実質収支額686万4,284円につきましては、平成15年度に繰り越すこととしております。この繰越につきましては、本年3月開催の第3回合併協議会で当初予算に繰越金の計上をいたしましてご了承いただいております。 次に、14ページをお願いいたします。 財産に関する調書ですが、任意協議会からの備品を引き継ぎ、本年度中に増減のありました備品の調書はご覧のとおりでございますので、ご参照いただきたいと思います。 次に、15ページをお願いします。この決算につきましては、平成15年7月2日合併協議会事務局におきまして、竹形静男、越智實雄両監査委員さんに監査をしていただいております。 以上で、説明を終わります。よろしくお願いいたします。 恐れ入ります。申し訳ございませんが、お手元の会議資料の6ページをお願いいたします。 大変申し訳ございません。この資料の決算の期間でございますが、自のところで、平成15年10月1日となっております、大変申し訳ございません。これは平成14年10月1日の誤りでございます。よろしく訂正をお願いいたします。どうも失礼いたしました。
伊藤議長	続きまして、監査の報告を越智監査委員より報告を求めます。お願いいたします。
越智監査委員	監査委員の越智でございます。 それでは、平成14年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協

発言者	議題・発言内容
越智監査委員	議会（法定）歳入歳出決算の審査結果について、ご報告をいたします。 審査は、7月2日に、合併協議会事務局において、私と東予市の竹形静男監査委員の2人で事務局の職員立会いのもと実施をいたしました。 審査は、審査に付された歳入歳出決算書並びに関係諸帳簿、証拠書類等総合調査をし、係数の正確性、予算執行の状況の適否等について実施をいたしました。審査の結果は、合併協議会関係規程等に適合し、予算執行及び会計経理手続きも適正に行われ、係数に誤りもなく、適正であると認定をいたしました。 以上で、監査報告を終わります。
倉田次長	議長。
伊藤議長	はい。
倉田次長	まことに申し訳ございません。先ほど私の方で、監査委員さんのご紹介を越智實一様のところを實雄様と言いましたところ、間違いました。申し訳ございませんでした。訂正させていただきます。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局から説明申し上げ、越智監査委員さんから監査報告がございました。議案第11号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。ございませんか。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	(「なし」の声あり) それでは、お諮りをいたします。 議案第11号「平成14年度西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会（法定）歳入歳出決算の認定について」、ご異議ございませんか。
伊藤議長	(「異議なし」の声あり) ご異議がないようでございますので、議案第11号につきましては、原案のとおり承認をいただいたものと決定をさせていただきます。 次に、継続協議事項の協議第25号の協議に入ります前に、本日お手元に追加議案として配付いたしております、第9回会議資料の（その2）の協議第31号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	それでは、本日ご配付申し上げます表紙が第9回会議資料（その2）という資料をお配りしておりますが、よろしく願いいたし

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ます。 会議資料の２ページをお願いいたします。 「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」をご説明をいたします。 合併協議会会議の運営申し合わせ事項につきましては、昨年１０月７日開催の法定協議会第１回会議におきまして、規約第１０条第３項に基づき、会議の運営を円滑に行いますため、会議の開催日、開催時間、開催場所などにつきまして、事前にご協議をいただき、ご決定をいただきましたところでございます。そのうち、開催日につきましては、お手元の資料にもございますように、毎月第４金曜日としておりますが、平成１５年４月、８月、１２月につきましては、各市町議会選挙のため開催しないこととしておりました。 本日、ご提案しております８月の協議会開催でございますが、当初８月は、小松町の議会選挙のため開催しないこととしておりましたけれども、協議会での協議項目も住民生活に係る項目も調整され始め、また、この会議の最後にご報告いたしますが、各市町主催の住民説明会も８月中旬から始まりますことから、合併協議の正念場の時期となっております。このことから、小松町のご理解を得まして、８月１４日に協議会を開催いたしたく、会議の運営申し合わせ事項の変更をお願いするものでございます。 よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第３１号でございますが、次回の協議会の開催日程の追加変更でございます関係で、本日提案し、確認が必要となっております。その点を踏まえまして、

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第３１号「西条市・東予市・丹原町・小松町合併協議会会議の運営申し合わせ事項の変更について」は、調整方針（案）のとおり、確認させていただいたものといたします。 次に、継続協議事項となっております協議第２５号「行政連絡機構等の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	調整班長。
矢葺次長	協議第２５号「行政連絡機構等の取扱い」継続協議分について、ご説明いたします。 会議資料の１６ページをお開きください。 このことにつきましては、第８回協議会に提案いたしました協議項目で、継続協議となっているものでございます。調整方針（案）は、「自治会（区）の行政連絡機構のあり方及び自治会長（区長等）報償費については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、自治会（区）の移行を踏まえ随時調整する。 広報配布システム等に関することについては、次のとおり調整する。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	1 市から配布者までの送達方法については、関係自治組織・団体と協議し、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。また、配布者から住民への配布方法については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 2 配布報償費等については、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 3 放送責任者制度については、制度の見直しの方向で、新市移行後、速やかに調整する。ただし、合併する年度は、現行のとおりとする。」として、ご提案しており、ご確認をいただくものでございます。 説明資料につきましては、会議付属資料の1ページにございます。また、先例地の事例については、2ページにお示ししております。 説明は前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきたいと思います。 以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご協議よろしく願いをいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第25号につきましてのご質問、ご意見ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ないようではございますが、それでは、協議第25号「行政連絡機構等の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させ

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ていただいたものいたします。 次に、同じく継続協議事項となっております協議第26号「各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて」を議題いたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	第2班長。
白石次長	協議第26号「各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて」、説明をいたします。 お手元の第9回会議資料の17ページをお開きください。 調整方針（案）としましては、お示しをしておりますように、「各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて、1 水道事業。 （1）としまして水道事業（経営変更認可）については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （2）水道料金については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 （3）加入金については、東予市の例を基本に調整する。ただし、再設加入金については2万円とする。 （4）手数料については、西条市、小松町の例を基本に調整する。 （5）西条市西ひうち水道及び黒谷水道の水道料金等については現行のとおりとする。ただし、西条市西ひうち水道の量水器使用料

発言者	議題・発言内容
白石次長	については、水道料金の量水器使用料に準じて調整する。 2 下水道事業。 (1) 公共下水道事業（全体計画）については、新市移行後早い時期に小松町を含めた全体計画の見直しを行う。 (2) 下水道使用料については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。 (3) 受益者負担金等について、①単価については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。②納期については、東予市、丹原町の例を基本に調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについては、それぞれの旧市町の例による。③前納報償金については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに賦課されたものについてはそれぞれの旧市町の例による。 (4) 生活扶助世帯水洗便所改造資金補助金については、西条市の例により調整する。ただし、合併する年度は、それぞれの旧市町の例による。 (5) 水洗便所改造資金融資及び利子補給については、東予市、丹原町の例により調整する。ただし、合併する年度までに融資を受けたものについては、それぞれの旧市町の例による。 (6) 西条市西ひうち下水道の使用料並びに分担金については、現行のとおりとする。」 ということでご提案を申し上げます。 この調整方針（案）について、協議会でご確認をいただくものでございます。 お手元の A 3 大の大きい付属資料 3 ページから 1 4 ページに、先

発言者	議題・発言内容
白石次長	ほどの調整方針に基づきます個々の資料を掲げております。2市2町における現況と調整内容をお示ししておりますので、ご覧をいただきたいと存じます。 ページを追っての詳しい説明につきましては、前8回の協議会で説明しておりますので、省略をさせていただきます。 以上で説明を終わります。よろしくご審議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明がありました協議第26号につきましてのご質問、ご意見どなたからでもご発言願います。
玉井委員	すみません。
伊藤議長	どうぞ、玉井委員。
玉井委員	前回の協議会で随時調整するというのが、普通の時期的な問題なんかとかいうようなお話も出ていたんですが、この随時調整するというのは、どういうふうな方向性で調整するのかということを、わかる範囲で結構ですので、明らかにしておいていただいた方が、水道料金等住民の方の生活に直接影響する事項でございますので、方向性だけでもわかりましたら、教えていただきたいんですが。よろしくをお願いいたします。
伊藤議長	調整班長。
白石次長	随時調整するという表現でございますけれども、水道料金につき

発言者	議題・発言内容
白石次長	まして、前回の８回の協議会でいろいろご意見等、委員の方からいただきました。水道料金のことの中で随時調整するというような調整内容になっておりますけれども、新市になりまして、いろいろ潜在的な調査もしまして、その状況を見ながら、適当な時期に具体的に、アラビア数字で示される何年度ということについては、分科会、あるいは専門部会でいろいろ協議をしましたんですけれども、あらわすことが今のところできません。新市になって、いろいろ調査をし、状況を見ながら、適当な時期に統一をしていきたい、そのような意味でございます。
伊藤議長	よろしいか。玉井委員。
玉井委員	申し訳ございません。時期的な問題は、これはいろいろこれから調整されていくというのは理解できるんですが、調整の方向性ですね、全体をのべる方向で、おしなべる平均化する方向で調整されていくのか、それとも負担が一番安いところにあわせるような努力をしていくのか、そういうふうな方向性をちょっと教えていただけたらと思ひまして質問させていただきました。よろしくお願いいたします。
伊藤議長	はい。
白石次長	水道会計と申しますのは、御承知のように、それぞれ設備投資にいたしまして、それに伴います後年度におきまして元利償還金等が発生してきます。それから、維持管理をするためのメンテナンス費

発言者	議題・発言内容
白石次長	用等コストがかかってまいりますというようなことで、現在のところ、２市２町それぞれ事情が違ってございまして、それぞれの形で独立採算制でもった形での運営をされております。新市になりますと、やはり料金の統一というふうなことも、これは視野に置いて検討すべきでございますんですが、いずれにしましても、このコストというものについて、それをペイするといいますか、支払いをするという形での料金設定、そういうふうな形で検討していくと、そういう形で分科会の方で、あるいは専門部会の方で協議結果となっております。
伊藤議長	どうぞ、久門委員。
久門委員	今、小松の方が言う、こういうことだと思うですね、白石さん。要は、小松の方と丹原の皆さん、西条の皆さんは、今は当然コストが違うよね。平均してするのかというと、私は平均というのは果たしてどうかなと思うんだけど、やっぱり水源地も違うし、設備投資も違うでしょ。もう少し具体的に、白石さんが言っていることはわかったけど同じことを言っている。随時と同じことで。だから、ある程度そういう計算方法がもしわかっておったら、してあげたらいんじゃないですか。小松、丹原、西条、東予で平均してというのは、恐らく皆さん非常に不安を持っていると思うよ。そういう意味で、当然、安いところにあわすということも言えないわね。高いところにあわされるんじゃないかという心配があるんです。そういうものをある程度、コストを反対に、そのときに発生したコストを計算をしますよというぐらい言ってあげた方がいいのではないかと

発言者	議題・発言内容
久門委員	と思います。
伊藤議長	どうぞ、挙手にてご発言してください。意見が多く出ることはいいです。 久門委員に対する答弁。
白石次長	水道分科会で、詳しくそこらを論議されております。ちょっと水道分科会の会長がおりますので。
伊藤議長	事務局の方をお願いをいたします。大きい声でわかりやすく発言をしてください。
喜多水道分科会会長	水道分科会の喜多でございます。水道分科会では、料金統一につきましては、今後、各施設、それから維持管理面等を考慮して、使用料で賄える範囲のものを今後検討するという事までしか協議しておりませんので、よろしくお願いします。
伊藤議長	議長の方からなんですが、これ、皆さん、この協議会で一定の確認をいただくわけですね。持って返って、私は承知してなかったのにとかいうことは決してないように、これが法定協議会の一つの確認ですよ。よろしくお願いします。あえて言います。どうぞ。
久門委員	よくわかりました。その範囲なら、今の答えを聞いたかったんですね。今、協議中でしょ。わかりました。我々は、はっきり言うてほしかったということです。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	ほかにございませんか。
荃田委員	はい。
伊藤議長	荃田委員。
荃田委員	これは、今問題になっているのは水道料金の問題だと思うんですけども、この問題は、これでなしに、介護保険とか、幼稚園の問題、いろんな問題が、これ、ついなことは言えるんじゃないかなという気がするんですよ。こういうような中で、時間を一つ、一つ取っていくより、やっぱりそこに10項目、あと20項目があるかわからないのですけれども、出していったて集中的にやっていかざったら、これ、時間的に8月の末までに間に合わんのじゃないかなという気がするんで、ここら辺は事務局、どう考えているのか。ちょっと説明願ったらと思います。これは、水道料金だけじゃないんですよ、全体の中でこういう問題が起こってくると思うんです。その中で、どうのように整理していくのか、事務局は。それだけお聞かせ願いたいと思います。
伊藤議長	事務局長。
真鍋局長	先ほどご確認いただきました8月14日の協議会の関係でございますが、先ほどもご説明申し上げましたように、今後、福祉の問題とか、税の問題とか、いろいろな問題が今調整中でございます。その8月14日に極力皆さんの方にご提案できるように現在準備を

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	進めておりますので、そのところでご審議をお願いしたいというふうに考えております。 住民の方に特に関係があるような項目につきましては、早い時期にご提案できるような形で、今、事務局は進めておりますので、ご理解賜りますようお願い申し上げます。
荃田委員	はい。
伊藤議長	荃田委員。
荃田委員	あのね、事務局、8月の下旬には、市民、町民に説明会を開くという予定が僕はあると聞いておるんです。それまでに、説明ができませんようなことでは、これは説明にならんのですよ。いい悪いは別にして、こういう解決が付きにくい問題、ここではできにくい問題については、合併して何年なら何年のうちに解決つけるとかどうかということを入れていかざったら、これぐらいのことじゃな、あれぐらいのことじゃいうて、市民が、町民が僕は得心しないと思うので、その点をはっきりやっぱり8月の末の市民、町民の説明会までに整理をしてやっていくように要望しておきます。これは、絶対そういうことがあったら、トップに立って、市長とか、助役さんが説明に入ったって、ぽんとそこで、説明受けたら、答弁ができませんようなことでは説明にはならんわけですから、あくまでもそれはそこで整理がつくような資料を、8月の末までにこしらえてちゃんと整理をしていかざったら僕はいかんと思うので、その点、ひとつよろしくお願いします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	本件、事務局。荃田委員に対する一つの決意表明を。
真鍋局長	住民説明会までにはそういうふうな資料等も整え、住民の方にご説明できるように努力いたしますので、よろしくお願い申し上げます。
荃田委員	忘れないように。
伊藤議長	他にはございませんか。
青野委員	はい。
伊藤議長	はい、どうぞ。青野委員。
青野委員	水道料金の件についてのお願いでございますけれども、ちょうど西条市と小松町とは、ちょうど倍半分ということになっておるんですね。先ほど説明がありました中で、それぞれのところでの設備投資によって、単価が変わっておるわけなんで、西条市はそれだけ設備投資が少ない中で600円というような金額になっているのではなかろうかと思うんですね。そして、前回のときにもお話が出ておったですけれども、早く小松町としましては、西条市の水をいただければ非常にありがたいというような中で、大きな日新製鋼とか、ああいうところに黒瀬ダムの水が来ておりますので、そういうところから早く直結できるような方法ができれば、水道の単価も安くなるのではなかろうかなというふうに思うわけで、そういうこと

発言者	議題・発言内容
青野委員	ができるような方向でお考えをいただいたらというふうに思っておりますので、そこらあたりよろしく願いをいたします。
伊藤議長	ダムの放水と、この目的を持ったダムのあり方について、ぜひともご理解いただきたいと思いますので、一言、地方局長さんの方から本件についての助言をしていただくのが妥当と、このように感じますので、局長さん、どうぞ一言お願いをしておきたいと思います。
山内委員	局長の立場で意見を述べるのが、いいのかわかりませんが、黒瀬ダムの工水、工業用水というものにつきましては、あくまでも産業基盤の方で使いますので、それをいきなり上水で使うというわけにはまいりません。これは、それぞれの水利権者の問題がありますのでできませんので、今のご発言のうちの黒瀬ダムの工業用水、例えば日新製鋼あたりがいろいろ使っていますが、その水をいきなり小松町に持って行って使えるという水ではございませんので、その点をご理解いただいたらと思います。 上水はあくまで上水道として整備した中で水を使う、工業用水は工業用水として整備してそれに使うと。もちろんだムの水ですから、そういういろんな水利が一緒になってダムはつくっておりますが、その中でも上水が使う水はこれだけ、工水が使える水はこれだけと分かれておりますので、ちょっと今は難しいと思います。よろしくお願いします。
伊藤議長	ありがとうございました。 特段ございませんか。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	どうぞ、越智委員。
越智（宏）委員	事務局の説明の中で、今まで随時調整するというふうなことがずっと出てくるわけで、また今後も出てくるのではないかとこのように判断するんですが、2市2町が合併するので、非常に難しい問題もあろうかと思います。しかしながら、やはり合併のメリットということでかなり打ち出しているわけで、純粋な気持ちで市民は合併したらメリットがあるんだというふうに受けとめておるわけですから、サービスは高い方に負担は低い方にとというような、そういうわけにもいきませんが、そういうことが、市民にはかなり徹底されておるというふうに私は理解しておるので、やはり速やかに、随時とかいろいろ出てくると思うんですが、その点をもう少し詰めた中で提案していただけるように、その方が市民にも親切であると思います。要望しておきたいと思います。
伊藤議長	ご意見も出たようであります。他にご発言ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは協議第26号「各種事務事業（上・下水道事業関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものといたします。 次に、同じく継続協議事項となっておりました協議第27号「各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて」を議題といたします。

発言者	議題・発言内容
伊藤議長	事務局より説明を求めます。
矢葺次長	議長。
伊藤議長	第1調整班長。
矢葺次長	協議第27号「各種事務事業（情報公開関係）の取扱い」継続協議分についてご説明いたします。 会議資料の19ページをお開きください。 このことにつきましても、第8回協議会に提案いたしました協議項目で継続協議となっているものでございます。 調整方針（案）は、「情報公開制度については、西条市、東予市及び丹原町の例を基本に、新たに制度を創設する。ただし、合併前の各市町の公開の対象となる文書については、それぞれの旧市町の例による。 個人情報保護については、東予市の例を基本に新たに制度を創設する。 市長の資産公開については、現行のまま新市に引き継ぐ。」 以上の調整方針（案）についてご確認をいただくものでございます。 説明資料につきましては、付属資料の16ページから20ページに、また先例地の事例については、21ページにお示ししております。説明につきましては、前回の説明と重複いたしますので、省略させていただきます。 以上、簡単ではございますが、説明を終わります。ご協議よろし

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	くお願いをいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第２７号につきましてご質問、ご意見ご発言願います。 特にありませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、協議第２７号「各種事務事業（情報公開関係）の取扱いについて」は、調整方針（案）のとおり確認させていただいたものとしします。 次に、新規協議事項といたしまして、協議第２８号「一般職の職員の身分の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
倉田次長	議長。
伊藤議長	総務班長。
倉田次長	会議資料の２０ページをお願いいたします。 協議第２８号、一般職の職員の身分の取扱いについて、ご説明をいたします。 調整（案）をご説明いたします前に、協議会におきまして協議調整が必要な理由につきまして、簡単にご説明をいたしたいと思います。

発言者	議題・発言内容
倉田次長	恐れ入りますが、お手元の付属資料、大きい方の資料でございますが、２６ページをお願いいたします。 資料の左上をご覧ください。一般職の職員の身分の取扱いですが、合併に伴いまして、市町村の法人格が消滅しますため、職員は法律的には失職することになります。合併特例法では、この不合理を避けますために、引き続き職員の身分を保有するよう措置しなければならないと規定されております。この措置につきましては、合併関係市町の協議によることとされておりますことから、協議会におきまして協議をするものでございます。また、２市２町においては、一般職員の給与、任免などの取扱いにも相違があり、合併に際し調整が必要でありますことや、職員定数につきましても協議をするものでございます。 資料の下の方には、関係する法令、その右の方には先例地の調整事例をお示ししておりますので、ご参照いただきたいと思います。 恐れ入りますが、同じく付属資料でございますが、２２ページにお戻りください。 資料の上の方に調整（案）をお示しておりますが、調整（案）ですが、職員の身分引継ぎにつきましては、「西条市・東予市・丹原町及び小松町の一般職の職員は、すべて新市の職員として引き継ぐものとする。」 次に、職員数については、「合併以後新市において定員適正化計画を策定し、定員管理の適正化に努めるものとする。」 職名については、「人事管理及び職員の処遇の適正化の観点から、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。」 職階については、「合併時に西条市の例をもとに級分類を調整し、

発言者	議題・発言内容
倉田次長	統一を図る。」 職員の給与については、「職員の処遇及び給与の適正化の観点から、現給を保証したうえで、合併時に西条市の例をもとに調整し、統一を図る。」としております。 職員の身分の引継ぎにつきましては、先ほど冒頭でご説明いたしましたように、合併特例法の規定によりまして、合併する２市２町の一般職員すべてを新市の職員として引継ぐものでございます。 職員数につきましては、合併時は、２市２町及び一部事務組合の職員の合計した職員数となりますことから、一時的に多くなりますが、その適正化を図るため、行政需要の動向、類似団体の状況などを踏まえ、現状分析をして、合併後定員の適正化計画を策定し、適正化に努めることとしております。 同じく２２ページの資料の下の方には、２市２町の平成１５年４月１日現在の職員数をお示ししております。 ２３ページをお願いいたします。２市２町の定数と実職員数、その下には合併時の１６年度から２６年度までの定年退職者数の状況、右上には、類似団体の、これは今治市、新居浜市としておりますが、類似団体の職員数の状況についてお示ししております。職員数につきましては、各市町の施設数などにより職員数は違ってまいります。そういうことから単純に類似団体と比較することは適切ではございませんが、一般事務（病院、消防職員を除く。）に携わる例に比較しますと、平成１５年４月１日現在ですが、新居浜市、今治市とは約でございますが、２００人から２５０人程度の差があるようでございます。 なお、職員の削減方法につきましては、定年退職者に対し、採用

発言者	議題・発言内容
倉田次長	者を抑える方式で削減することが考えられますが、先ほど申しましたように、合併後適正化計画を作成し、対応することとしております。 職名、職階につきましては、資料の２４ページ及び２５ページにわたりますが、そこには級別に職名とその職務をお示ししておりますが、それぞれ２市２町に違いがありますことから、西条市の例をもとに合併時まで調整し、統一するものでございます。 職員の給与につきましても、同じく付属資料の２４ページ、２５ページに給料表をお示ししておりますが、西条市、東予市につきましては、部長制を敷いておりますことから、給料表は９級制でございます。丹原町、小松町は８級制となっており、相違がございます。また、２５ページの下の方に技能労務者の給料表をお示ししておりますが、それぞれ相違がございます。このことから、合併時に現在の現給を保証した上で、西条市の例をもとに調整し、給料表の統一を図るとしております。 なお、給与につきましては、合併後１１万４,０００人の都市としての給与の水準を考えると、類似団体との比較検討もしていくことも必要ではないかとの調整案作成の段階で論議がございました。この件につきましては、合併後検討することとしております。 ２４ページの右の方をご覧いただきたいと思います。資料といたしまして、国家公務員との給与水準と比較した地方公務員の給与水準を表しますラスパイレス指数をお示ししております。現状では、新市と類似団体を比較しますと、水準は低いようでございます。 資料の２６ページをお願いいたします。先例地の調整例をお示しておりますが、県内の先例地におきましても、合併時に給与につ

発言者	議題・発言内容
倉田次長	きましては統一を図り、調整することとしておりまして、当協議会の調整（案）とほぼ同じような内容となっております。 なお、この調整には多くの時間を要しますことから、調整の方針を協議会におきましてご確認いただければ、作業を進め、合併時まで調整を図っていくこととしております。 以上で説明を終わります。よろしくご協議をお願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第２８号につきましてのご意見、ご質問ございましたら、発言願います。
久門委員	はい、すみません。
伊藤議長	どうぞ、久門委員。
久門委員	この表を見る限りでは、２３ページなんですが、意外と東予市が非常に職員数が多いという、この右の方に２３ページに一番上に１，４１１人の中に、うち病院というのがあるんですが、これは、東予市が周桑病院との関連があるんですか。多いというのは。
倉田次長	議長。
伊藤議長	事務局。
倉田次長	この新市及び他市の状況の表の中で、新市で１，４１１人（うち病院２７３人）としておりますが、病院は、一部事務組合でございま

発言者	議題・発言内容
倉田次長	すので、東予市の職員ではございません。東予市が多いということ でございますが、ただモデル数字としますと、余り変わっていない というような現状にはなっておるようでございます。定数値よりは 低く抑えている現状ではあると思います。
久門委員	はい、わかりました。
伊藤議長	それでは、余りご発言もないようでございますが、この協議第 2 8 号「一般職の職員の身分の取扱い」につきましては、次回の合併 協議会まで継続協議とさせていただきたいと思いますが、よろしゅう ございますか。 （「異議なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、そのようにさせていただきます。 次に、協議第 2 9 号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（そ の 1）について」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。 班長、どうぞ。
矢葺次長	協議第 2 9 号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その 1） について」、ご説明いたします。 会議資料の 2 1 ページをお開きください。 このことにつきましては、分科会、専門部会及び幹事会で協議調 整されたものをご提案するものでございます。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	調整方針（案）は、「１ 防災会議及び地域防災計画。 防災会議については、合併時に新たに設置する。地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。 ２ 水防協議会及び水防計画。 水防協議会については、合併時に新たに設置する。水防計画については、新市移行後速やかに作成する。 ３ 防災行政無線。 県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。移動系及び地域防災行政無線については、新市移行後速やかに調整する。」 以上の調整方針（案）をご提案するものでございます。 それでは、会議付属資料でご説明いたします。 会議付属資料の２７ページをお開きください。 防災会議につきましては、災害対策基本法第１６条第１項で、「市町村に、当該市町村の地域に係る地域防災計画の作成及びその実施の推進のため、市町村防災会議を置く。」となっており、また、同条第５項では、「市町村防災会議の組織及び所掌事務は、都道府県防災会議の組織及び所掌事務の例に準じて、当該市町村の条例で定める。」と規定されております。 各市町の現況の欄にお示ししておりますように、２市２町では災害対策基本法に基づき条例を定め、それぞれ防災会議を設置しております。 防災会議の委員構成につきましては、差異があり、調整する必要があります。 防災会議の設置については、災害はいつ起こるかわからないこと

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	から、空白期間を置かないこととした調整方針（案）とし、防災会議については、合併時に新たに設置するとしております。 次に、地域防災計画でございますが、災害対策基本法第４２条に基づき、地域防災計画を作成することになっており、各市町それぞれ作成しております。合併が行われますと、新市としての地域防災計画を早期に作成する必要があることから、調整方針（案）は、「地域防災計画については、新市移行後速やかに作成する。」としております。 次のページをお開きください。 水防協議会は、水防法第２６条で指定管理団体の水防計画その他水防に関し重要な事項を調査審議させるため、指定管理団体に水防協議会を置くことができる。また、同条第５項では、指定管理団体の水防協議会に関し必要な事項は、条例で定めると規定されております。 各市町は水防法に基づき条例を定め、それぞれ水防協議会を設置しており差異がございませんが、委員構成につきましては、２市２町に差異があり、調整が必要でございます。また、新市の水防計画の作成に当たり、水防協議会を早期に設置する必要があることから、調整方針（案）は、「水防協議会については、合併時に新たに設置する。」としております。 次に、水防計画でございますが、水防法第２５条の規定により、指定管理団体の水防管理者は、水防協議会を置く指定管理団体にあつては当該水防協議会に諮って、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、都道府県知事に協議しなければならないとされております。

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	このことにつきましても、２市２町それぞれに計画を作成しております。合併が行われますと、新市としての水防計画を早期に作成する必要があることから、調整方針（案）は、「水防計画については、新市移行後速やかに作成する。」としております。 次のページをお開きください。 防災行政無線でございますが、災害時における情報収集、連絡体制を確保するため、２市２町では、各種防災行政無線を設置しております。 １の県地上系防災行政無線及び２の県衛星系防災行政無線につきましては、平成７年１月に発生した阪神・淡路大震災で通信回線の２ルート化、高度化の重要性が再確認されたことから、平成９年度に通信衛星を利用した衛星系防災行政無線設備を県、市町村、消防本部に設備し、既設の地上系との２ルート化を図り、情報伝達の一層の充実強化を図っているところであります。合併後の運用等については、県と協議する必要があると思いますが、調整方針（案）は、「県地上系及び衛星系防災行政無線については、新市移行後も当分の間現行どおりとし、随時調整する。」としております。 次に、移動系及び地域防災行政無線でございますが、２市２町の整備状況は、資料のとおりでございます。各市町で使用しております無線の周波数は、それぞれに異なっており、新市においては周波数を統一する必要があると思います。このことについては、四国総合通信局と協議し、変更申請等を経て、合併後できる限り早い時期に統合を図ることとしており、調整方針（案）は、「新市移行後速やかに調整する。」としております。 ３０ページには関係法令を、３１ページには先例地の事例をお示

発言者	議題・発言内容
矢葺次長	ししております。ご参照いただきたいと思います。 以上、ご説明いたしました。ご協議のほどよろしく願いいたします。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第２９号につきましてご質問、ご意見等ございますでしょうか。特段ございませんか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	それでは、本件につきましても、協議第２９号「各種事務事業（消防防災関係）の取扱い（その１）」につきましては、次回の合併協議会までの継続協議とさせていただきたいと存じます。よろしくお願いいたします。 次に、協議第３０号「各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて」を議題といたします。 事務局より説明を求めます。
白石次長	議長。
伊藤議長	はい、調整班長。
白石次長	協議第３０号「各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて」、説明をいたします。 第９回会議資料の２２ページをお開きください。 調整方針（案）といたしましては、「人権・同和対策（教育）事

発言者	議題・発言内容
白石次長	業については、これまでの取り組みの経緯を踏まえ、新市においても引き続き実施するものとする。」としております。 A 3 大の大きい資料、付属資料 3 2 ページをお開きください。 人権・同和対策につきましては、福祉の向上や人権啓発の住民交流の拠点となる開かれたコミュニティセンターとしての隣保館、ここに 3 2 ページの一番上のところにお示しをしておりますが、隣保館につきましては、西条市と東予市に施設がございます。施設の運営につきまして、「新市移行後速やかに調整する。」としております。 また、丹原町に同和地区生活相談員が設置されておまして、これにつきましては、「現行のまま新市に引き継ぐ。」としております。 その下に社会教育集会所の事項がございますが、これ以下につきましては、人権・同和教育の分野でございますけれども、そこにお示ししております「社会教育集会所」からその資料につきまして、3 4 ページにあります「人権条例」まで、資料にお示ししておりますような分野につきまして、人権・同和教育でございますけれども、個々の調整内容をそれぞれ掲載しております。人権・同和教育に関する目的は共通でございまして、2 市 2 町の取り組みの状況につきましては、大きな差異はない状況でございます。 今後、人権・同和教育を進めていく上で、同和教育や啓発をはじめとしたこれまでの取り組みの経緯を踏まえ、同和教育を人権教育の重要な柱と位置づけ、人権教育としての同和教育を積極的に推進するとともに、すべての基本的人権を尊重するなど、各種施策を継続するため、新市においても、人権・同和対策（教育）事業を、引

発言者	議題・発言内容
白石次長	き続き、実施していくこととしております。 以上、人権・同和対策関係について説明を申し上げました。よろしくご審議を賜りますようお願い申し上げます。
伊藤議長	ただいま事務局からご説明申し上げました協議第30号につきまして、ご質問、ご意見等ございませんでしょうか。 （「なし」の声あり）
伊藤議長	特段ないようであります。 それでは、協議第30号「各種事務事業（人権・同和対策関係）の取扱いについて」は、次回の合併協議会まで継続協議とさせていただきます。よろしくお願いをいたします。 以上で、本日の議題はすべて終了いたしました。 委員の皆様のご協力に感謝申し上げまして、議長の職を解かせていただきます。本日はありがとうございました。
真鍋局長	長時間にわたりまして、どうもお疲れ様でございました。 それでは、次第の4でございます。第10回会議の開催日時についてをご報告させていただきます。 先ほどご確認いただきました会議の運営申し合わせ事項の変更に ついてのところでもありましたように、次回は8月14日（木）で ございます。皆様のお手元にお配りいたしておりますように、8月 14日（木）午後1時30分から東予市総合福祉センター2階で開 催する予定といたしておりますので、よろしくお願いを申し上げま

発言者	議題・発言内容
真鍋局長	す。 それと、その他の（２）といたしまして、会議資料の２４ページに記載をいたしております「住民説明会の開催について」をお知らせを申し上げます。住民説明会の開催につきましては、お手元の資料にございますように、まず、西条市につきましては、８月１８日から９月５日までの間、１２地区におきまして開催する予定といたしております。東予市につきましては、８月２０日から９月２日までの間、９地区において開催予定といたしております。丹原町につきましては、８月２１日から８月２７日までの間、５地区で開催予定といたしております。小松町につきましては、９月２日と９月５日、２地区で行う予定といたしております。 この住民説明会につきましては、事務局の方といたしまして、今までの合併の状況報告、あるいは新市建設計画の素案の概要等も提示をいたしまして住民の皆さんのご意見を伺いたいと思っておりますので、よろしくお願いを申し上げます。一応、住民説明会の日程についてのご報告を終わらせていただきます。 以上でございます。 特にないようでございましたら、これをもちまして第９回の会議を終了させていただきたいと思います。 長時間、まことにありがとうございました。